

### 徴兵保険の誕生

社会経済の発展とともにわれわれをとりまくリスクは変化している。保険の歴史を紐解けば、制度変更をきっかけにして新しい保険商品が誕生することがある。たとえば、イギリスにおいて、被用者の労働災害に対する賠償責任が雇用者に問われるようになると、雇用者に新たに生まれた労災への賠償リスクに対する保険が誕生した。契機となったのは、1880年「雇用者賠償責任法」(Employers' Liability Act)の成立であり、すぐさま雇用者賠償責任保険を専門的に取り扱う「雇用者責任保険会社」(Employers Liability Assurance)が設立されて、雇用者の労災賠償リスクを専門的に引き受けた。

保険の面白さの一つは、社会や経済の変化にともなって生じる様々なリスクに対して、保険的な解決方法を提案できることだ。もちろん「リスクの保険可能性」の制約があるし、また異常災害リスクのようにリスク分散が難しい場合もある。しかしそれらの制約や限界がありながらも、保険市場をとおして一定の解決策を提案してきた保険の将来は決して暗いものではない。

徴兵保険制度に対する徴兵保険の誕生も制度や国策に対応して誕生した保険である。日本の徴兵制度は、明治維新直後の徴兵規則(明治3年)や徴兵令(明治6年)に端を発するが、徴兵忌避や反対運動もあって「国民皆兵」は理念にとどまっていた。「国民皆兵制」がほぼ整ったのは、明治22(1889)年「徴兵令」によるといわれている。とはいえ徴兵制度が人々の間にただちに定着したというわけではなく、その確立は、日清戦争と日露戦争の勝利によるものとされている。

徴兵制度によって生まれた「リスク」に対する保険を提供する会社が誕生したのは、日清と日露の両戦争の間のことだった。その保険会社の名前は、そのものズバリ「徴兵保険株式会社」で明治31(1898)年に設立された。ところで、徴兵制度によって生まれたリスクとはどのようなものであったのだろうか。同社の初期のチラシの文言には、次のような記述がみられる。「徴兵保険は、加入者が当籤して入営した場合に払込金に数倍した保険金が受け取れて、入営者自個不在中の存在を補填し、家族生計の安全を保持」(「徴兵保険のすすめ」より引用。画像参照。)するものである。要するに、一家が働き手と期待する息子が徴兵で奪われることによって生じる「損失」に対する補てんを家族におこなうものである。

初期チラシの説明には、「兵役当籤」とあるため「損害保険」のように思われるが、実は商品構造においては、生命保険の一種である生存保険が採用されていた。生存保険とは、保険期間の満期時に、生存しているということを理由に保険金支払いが行われ、保険期間中の死亡については保険給付のない保険である。このチラシの説明は、徴兵保険の場合、兵役当籤が保険事故となり、それ以外の生存者には給付金は支払われないように読める。しかしこれは正確ではない。同社の「徴兵保険規則」に掲載された保険約款で確認すると、それ以外の生存者のうち志願兵および「適齢に達するも正当の理由により現役に徴収せられざる」者に限っては、既払保険料の返還(甲種)、または保険金の半額の給付(乙種)が行われた。

## 保険毎日新聞「みちくさ保険物語」095

ただし初期の徴兵保険約款には、保険期間内に死亡した場合の給付等の記載はなく、純粹生存保険であるといえる（「徴兵保険規則」については画像参照）。

同社は、当初はその名も「徴兵保険株式会社」として、特殊な商品を提供する専門的な会社として存続したが、当初の営業はけっして営業が順調であるとはいえなかった。徴兵制度が十分社会的に定着しなかったこと。また原則として徴兵に当籤した者のみが保険金を給付されるという商品構造が嫌われたためであると思われる。

その後の「保険案内」を見ると、徐々に商品が多様化したことがわかる。明治 42(1908)年ごろの同社の保険案内「徴兵保険のしるべ」（画像参照）によれば、第 1 種と第 2 種の保険があり、第 1 種は徴兵に当籤しなかった場合にも、既払保険料を支払うというものであり、第 2 種は、当籤しなかった者にたいしても少額であるが給付を行うものであった。さらに、大正 2(1913)年ごろの「徴兵保険しるべ」（画像参照）には、確定配当金付の第 3 種が登場している。

徴兵保険株式会社によって誕生したわが国の徴兵保険は、しばらくの間追随企業が生まれなかった。しかし、日露戦争の勝利によって徴兵制度を社会の受容度が高まると、日本徴兵保険株式会社のような会社が新設された。以上で述べた徴兵保険株式会社の商品の多様化は、競争会社の出現に刺激されたものである可能性が高い。その後、有力な徴兵保険会社としては、大正 11(1922)年に国華徴兵、続く大正 12(1913)年に富国徴兵が新設されて、徴兵保険市場に参入した。とりわけ、徴兵保険株式会社で実務の経験を積んだ吉田義輝が根津財閥のバックアップにより設立した富国徴兵は、徴兵保険で唯一相互会社形態を採用する会社であり、募集において相互会社の優位性を強調して、すぐさま業績を急成長させた。徴兵保険株式会社が、大正 13(1924)年に「第一徴兵保険株式会社」に社名変更したのは、徴兵保険市場における競争が高まったことによるものと思われる。

さて、ここまでは、徴兵保険の商品と徴兵保険市場の成長について概観したが、続いて、徴兵保険が当時の社会の中で文化的な観点からいかなる意味をもっていたのかということについて考えたい。徴兵保険誕生のころのチラシに立ち戻ってみよう。そこには、徴兵保険に加入することの意義が次のように書かれている。「子弟をして幼少の時から此保険に附加しむる時は、義勇奉公の観念を富まし同時に勤儉貯蓄の精神を涵養する助けともなるものであります」（「徴兵保険のおすすめ」）。大正 2 年ごろの「徴兵保険のしるべ」には、次のように書かれている。「兵役に服することは国民の義務ですから、如何に一家の稼人でも、家計が困難でも、入営しなければならぬ」。日露戦争を経て、徴兵制度に対する「国民の義務」意識が高まっていたことがうかがわれる。保険は自助の手段であるが、徴兵保険の場合は、そればかりでなく、国民の義務を全うするための手段としても強調された。このような国事意識の強調は、富国徴兵などの新規会社の参入や徴兵保険会社でも女兒に対する生存保険（婚資保険など）を募集するようになって、いさかか薄れはしたが、戦前において一貫して消えることはなかった。

富国生命などが参入した後の徴兵保険の文化的な意味を検討するには、残念ながら紙幅









